

沖縄県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 28 年 3 月 24 日
沖縄県国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(3) 名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

（国家戦略特別区域法第 14 条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業）

- ① 社会医療法人友愛会（沖縄県豊見城市）が、豊見城中央病院（沖縄県豊見城市）において、早期食道癌に対する内視鏡的粘膜下層剥離術（ESD）後の細胞シートを活用した再生医療、小児の軽度三角頭蓋に対する頭蓋形成術、ホウ素中性子捕捉療法（BNCT）を実施するため、新たに病床 18 床を整備する。

【平成 28 年度より実施】